

令和5年度 第50回 居合道中央講習会・地区講習会（高知・栃木）要 項

全日本剣道連盟

1. 目的

居合道の全国的普及と技能の向上を図るとともに、「全日本剣道連盟居合」の適格な伝達と審判実技を行い、共通理解を得ることを目的とする。

2. 期 日

（高知県）令和5年7月1日（土）～2日（日） 2日間

1日（土） 午前10時（開講式）～午後5時30分（終了）

2日（日） 午前9時30分（開始）～午後2時30分（閉講式）

（栃木県）令和5年7月22日（土）～23日（日） 2日間

22日（土） 午前10時（開講式）～午後5時30分（終了）

23日（日） 午前9時30分（開始）～午後2時30分（閉講式）

3. 会 場

（高知県）高知県立県民体育館 ※別紙案内図参照

〒781-8010 高知県高知市棧橋通2-1-53 電話 088-831-1166

（栃木県）栃木県立県南体育館 ※別紙案内図参照

〒323-0042 栃木県小山市外城371-1 電話 0285-21-0021

4. 主 催 公益財団法人 全日本剣道連盟

主 管 高知県剣道連盟・栃木県剣道連盟

5. 受講資格および人員

（1）各都道府県剣道連盟の登録会員であること。

（2）居合道四段以上の者、年齢に制限なし。

（3）参加は、栃木講習は北海道・東北・関東・北陸・東海地区の都道県。

高知講習は近畿・中国・四国・九州地区の府県。

6. 講習科目

（1）居合道解説書に基づく作法と形の実習・指導法の講習。

（2）審判実技および審判法の講習。

（3）古流の研究。

7. 日 程 表

別紙のとおり。

8. 受講者の申込み

令和5年5月25日（木）までに別紙に定める申込み様式により、参加料を添え、県剣連事務局へ申込みこと。

〒753-0083

山口市後河原237の1 警察体育館別館内

（一財）山口県剣道連盟

（電話）083-932-5072（FAX）083-932-5073

メール可

9. 参加料

1人 4,400円（申込みと同時に下記口座に振り込むこと）

口座番号01550-3-3820 加入者名（一財）山口県剣道連盟

10. 参加上の留意事項

（1）携行品・居合刀、剣道着（居合道着）、袴、筆記用具、居合道解説書、居合道試合審判規則、**審判旗**。

（2）都道府県名および姓を明記した名札を左胸部に付けること。

「凡例」

都道府県名
姓

黒または紺色の剣道着（居合道着）の場合は、黒または紺色の布地に白字とし、白色の剣道着（居合道着）の場合は、白地に黒字とする。

（3）講習参加に当たって、携行品資料を熟読のうえ出席すること。

（4）太刀に下げ緒を結束すること。

11. 安全対策

参加者は、各自十分健康管理に留意し参加すること。また、参加者は、健康保険証を持参のこと。高齢者の参加については、特に留意のこと。

主催者において、行事实施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費（手術、入院費は含まれない）は主催者が負担する。

なお、主催者は参加者の事故に対し（会場への往復途上を含む）、傷害保険に加入する。

対人稽古に関する感染予防ガイドラインにかかわらず、面マスクの着用は、個人の判断に委ねることといたします。

12. 個人情報保護法への対応

※以下を申込者に周知して下さい。

申込書に記載される個人情報（登録県名、称号・段位、漢字氏名、年齢、住所、電話番号、職業等）は全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が実施する本講習会運営のために利用することがある。

なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。全剣連は、研究材料としてビデオ撮影することがある。

13. 注意事項

本講習会では、関係者および参加者のみとし、見学者は一切お断りします。

本講習会では、入場時体温測定を実施し37.5度以上ある者は受講できません。

参加者は、入場時「健康確認票」を提出してください。

14. その他

- (1) 本講習会を完全に受講した者には、修了証を授与する。
- (2) 当日の申込みは行いません。
- (3) 申込み後、欠席者に対する返金を行いません。